

選定療養費制度のお知らせ

東 3 階病棟（地域一般病棟）に 1 8 0 日を超えて入院した場合に、『**選定療養費制度**』として、特別の料金をご負担いただく場合があります。

診療報酬制度により、同一の傷病での入院期間が 1 8 0 日を超える患者様については、病状によって通常の一部負担金以外に、選定療養費として入院基本料の一部をご負担していただくことが国の法律で定められています。

（平成 1 4 年 3 月 2 7 日厚生労働省告示）

【入院期間 1 8 0 日の計算について】

- * 1 8 0 日の入院期間の計算は当院における入院期間だけでなく、同一の病名で他の医療機関に入院されていた期間も含まれます。
- * 過去 3 ヶ月以内に入院されていた患者様は、入院時に〔退院証明書〕を 1 階受付に提出して下さい。
- * 退院後、別の病名で入院されたり、3 ヶ月以上の間入院されなかった場合は入院期間は通算されません。
- * 退院後、介護老人保健施設・介護老人福祉施設・介護医療院等に入所されていた期間は通算されません。

◎ 対象となる患者様

1 8 0 日を超えて入院されている方

◎ 選定療養費としてお支払いいただく金額

1 日につき 1, 8 1 0 円（税込額）

（入院基本料の 1 5 %が患者様の負担額となります）

◎ 対象となる患者様には、事前にご説明をさせていただきます。

【選定療養費の対象外となる場合】

難病や厚生労働大臣が定める状態に該当する患者様については、対象となりません。

※ご不明な点は、1 階受付におたずね下さい。